

## 児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

児童手当制度の改正により、令和6年10月分（12月支給）から支給対象や金額が変わりました。

### 1 主な変更内容

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分）から
支給対象	0歳～中学校終了前までの児童を養育している方（15歳到達後の最初の年度末まで）	0歳～高校生年代までの児童を養育している方（18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得制限あり	所得制限なし（該当世帯全員が対象）
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満一律：15,000円</li> <li>● 3歳～小学校終了前まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>● 中学生一律：10,000円</li> <li>● 所得制限限度額以上限度額未満 ：一律5,000円</li> <li>● 所得上限限度額以上：支給なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>● 3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul>
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童	22歳到達後の最初の年度末までの児童
支給月	2月・6月・10月（年3回）	2月・4月・6月・8月・10月・12月（年6回）

### 2 今回の改正により、手続きが必要な方

	世帯状況	必要書類
【新規申請】 児童手当を受給していない方	① 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方	(A) <a href="#">児童手当認定請求書</a> (B) <a href="#">監護相当・生計費の負担についての確認書</a> (大学生年代を含め3人以上いる場合) (C) <a href="#">児童手当別居監護申立書</a> （児童と別居の場合のみ） [必要な添付書類] 1 本人確認書類（マイナンバーカード又は免許証） 2 振り込み口座がわかる書類 3 請求者の保険証の写し ※ 記入いただいたマイナンバーの確認できるものをご持参ください
	② 所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外の方	
【増額申請】 児童手当を受給している方	③ 児童手当（特例給付を含む）を受給中で算定対象として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	(D) <a href="#">児童手当額改定認定請求書</a> (B) <a href="#">監護相当・生計費の負担についての確認書</a> (大学生年代を含め3人以上いる場合) (C) <a href="#">児童手当別居監護申立書</a> （児童と別居の場合のみ）
	④ 経済的な負担等がある18歳年度末から22歳年度末までの児童がいる方	(B) <a href="#">監護相当・生計費の負担についての確認書</a> (大学生年代を含め3人以上いる場合)

※必要書類の各様式は、三宅村ホームページ及び村役場1階福祉健康課の窓口に備え付けております。

※三宅村に住所を有し、高校生年代までの児童を養育している方で、原則として恒常的に所得の高い方（生計中心者）が手当の請求者（受給資格者）になります。

申請が不要な方や受付期限について（裏面）⇒

### 3 手続きが不要な方

- ① 児童手当（特例給付）を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校終了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減がない方
- ② 高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童を養育している世帯で、村の保有する受給者情報に当該児童の登録がある方
- ③ 3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっている方（大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のお子さんを養育していない方）
- ④ 所得制限により、特例給付を受給している方

※支給登録要件児童として登録されてるか不明な場合は、福祉健康課福祉係までお問合せください。

### 4 公務員の方

児童の保護者（生計中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が申請先となります。お手続き等の詳細については、勤務先へお問い合わせください。

### 5 受付期限

今回の改正により手続きが必要な方は、令和6年11月15日（金）までに書類をご提出ください。

この期日までに「児童手当認定請求書」の提出が困難な場合（新規で認定される方）で、最終期限の令和7年3月31日までにご提出いただいた場合は、令和6年10月・11月期の手当の支給月は12月ではなく、令和7年2月以降の支給月の支給になります。

また、「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出が困難な場合には、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が12月に支給されますが、3月31日までに提出があった場合には、令和7年2月以降の支給月に10月分まで遡及して支給になります。

なお、最終期限を過ぎた場合は令和6年10月分に遡及して手当の支給・多子加算の適用はできませんので手当の支給・多子加算の適用は、認定請求や確認書を村で受付した月の翌月分からとなります。

受付期限 令和6年11月15日（金） ⇒ 令和6年12月10日（火）振込予定

最終期限 令和7年3月31日（月）まで（必着） ⇒ 10月分まで遡って支給します。

### 6 お問い合わせ・ご提出先

三宅村役場 福祉健康課 福祉係

住所：〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地 電話：04994-5-0902